

# 札幌市立旭小学校 PTA 会則（案）

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

この会は、札幌市立旭小学校 P T A と称し、事務局を学校内に置く。

### 第2条（目的）

この会は、保護者と先生の理解によって、学校並びに家庭と社会における児童の健やかな成長を図ることを目的とする。

### 第3条（活動）

この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の教育の向上を図る。
2. 教育環境の整備充実を図る。
3. 会員相互の親和と教養の向上を図る。

### 第4条（方針）

この会は、教育を本旨とする民間団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童教育並びに福祉のために活動する他団体や機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会員の役員の名で、公私の選挙における候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理に干渉しない。

## 第2章 会 員

### 第5条

この会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員 本校児童の保護者またはこれに代わる者と、本校に勤務する先生。
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの、但し入会の決定は常務委員会の承認を要する。

## 第3章 会 計

### 第6条

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあて、会費は総会において決める。

### 第7条

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第4章 役員及び監査、委員と任務

### 第8条

この会に次の役員及び監査、委員をおき、次の任務を行う。但し、その年度の活動内容に伴い保護者役員の人数配置は流動的なものとする。

#### 1. 役員

- (1) 会 長 1名（保護者） この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 4名（保護者3、先生1） 会長を補佐し、会長が事故あるときは代行する。
- (3) 書 記 3名（保護者2、先生1） 記録と庶務、会議の広報にあたる。

- (4) 会計 2名（保護者1、先生1） 会計事務を処理し、定期総会に決算報告をする。
2. 監査 2名（保護者2） 会計を監査し、定期総会に報告する。
3. 委員
  - (1) 常務委員 各専門部正副部長、各学級代表。
  - (2) 学級委員 各学級保護者3名。

#### 第9条

役員及び監査、委員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

#### 第10条

年度の途中で補充された役員及び監査、委員の任期は前任者の残りの期間とする。

### 第5章 校長及び顧問

#### 第11条

校長は顧問として各種会合に出席し、意見を述べることができる。

#### 第12条

顧問並びに相談役は、役員会において選考の上会長が委託することができる。

### 第6章 役員及び監査、委員の選出

#### 第13条

役員及び監査、委員の選出は、次のとおりとする。

1. 役員及び監査は、別に定める選考規定により、学級代表委員会より選考され総会において承認される。
2. 学級委員は、各学級において互選される。

### 第7章 集会

#### 第14条

この会は、次の集会を行う。

1. 総会 この会の最高決議機関であり、全会員によって構成され、出席者の過半数をもって議決される。会長によって召集される。
  - (1) 定期総会 年度始めに開かれ、決算、予算の審議、役員の選出、その他を協議する。
  - (2) 臨時総会 必要に応じて役員会の議をへて開かれ、重要案件を協議する。
2. 役員会 会長が召集し、会の重要事項、緊急事項につき協議する。
3. 常務委員会 役員、監査、常務委員、顧問（学校長）で構成され、次の事項につき協議する。会長によって臨時召集される。
  - (1) 総会に提出する議案、並びに決算、予算案。
  - (2) 会の運営、学年及び専門部の連絡調整。
  - (3) 規約改正の発議
  - (4) その他重要事項
4. 学級代表委員会 各学級代表で構成し、研修会・講演会・講習会・見学会等、会員の教養向上に関する活動を行う。また、学級代表委員会は、別に定める選考規定により役員および監査を選考する。
5. 学年委員会 学年の学級委員をもって構成し、学年のPTA活動について協議する。
6. 学級委員会 学級委員をもって構成し、学級のPTA活動について協議する。

## 第8章 専門部

### 第15条

この会の活動のため、次の専門部をおく。各所属する学級委員をもって構成する。

環境部 教育環境の整備、児童の校外生活、保健衛生に関すること。

### 第16条

専門部は、部長1、副部長1、会計1を互選する。

## 第9章 事務局

### 第17条

会の運営に必要な次の事務を行う。

1. 一般会計の処理。
2. 各部以外の会合の運営。
3. 各部間の連絡調整。
4. その他各部に所属しないこと。

### 第18条

事務局は役員をもって構成し、事務局長は書記（先生）があたる。

## 第10章 特別委員会

### 第19条

この会は、会が必要とする場合に、常務委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

## 第11章 付 則

### 第20条

規約並びに規定の改正は、総会において出席会員の過半数の同意を必要とする。

### 第21条

この会の運営に関し必要な細則は、この会の規約に反しない限りにおいて常務委員会の議をへて決めることができる。

### 第22条

この規約は、昭和47年12月9日より実施する。

昭和49年4月29日改正  
昭和63年4月17日改正  
平成17年4月15日改正  
平成20年4月18日改正  
平成29年4月14日改正  
令和 8年4月17日改正

## ＜ 細 則 ＞

### 役員選考規定

#### 第1条

規約第13条第1項に規定する選考委員会は、次のとおりとする。

1. 選考委員は、各学級の代表委員、先生2名をもって構成し、任期はその年度とする。
2. 選考委員長は、学級代表委員会の委員長が兼任する。
3. 役員及び監査の選考は、本人の同意を得て3月末日までに決定し、総会に報告して承認を得る。
4. 役員及び監査の補充については、その都度選考する。
5. 選考委員会は、定員の3分の2以上の出席をもって成立し、過半数の同意を得て決める。

### 慶弔並びに表彰規定

#### 第1条

児童、会員に慶弔があった場合は、必要な内規を別に定め、本会としての意を表す。

#### 第2条

この会に功績ありと認められた場合は、常務委員会の議をへて表彰することができる。

#### 第3条

この慶弔並びに表彰規定は、昭和63年4月17日より実施する。

### 特別会計並びに周年行事基金積み立て規定

#### 第1条

単年度の収入の中から、毎年10万円を周年行事基金に計上して積み立てて行く、但し、資源回収奨励金や学校プール開放委託料の減収に伴い10万円の計上が困難な場合は、PTA役員会・常務委員会の了承を得て、金額を変更することができる。

#### 第2条

単年度の収入から、周年行事基金積立の10万円を差し引いた残りを次の形で運用する。

- ①現在の子どもたちへの還元
- ②学校独自の取組の維持・拡大及び地域との交流活動
- ③PTA行事及び突発的なPTA活動への補助

#### 第3条

執行にあたっては、PTA総会で検討し、常務委員会の承認を得る。また、年に1回、PTAの監査を受け、総会において報告する。

#### 第4条

この特別会計並びに周年行事基金積立規定は、平成10年4月18日より実施する。

平成18年4月14日改正

平成27年4月17日改正

## <PTA 内規>

### 慶弔等に関する規定

1. 保護者死亡 5,000円と弔電と花
2. 児童死亡 5,000円と弔電と花
3. 先生死亡 5,000円と弔電と花
4. 先生結婚 5,000円と祝電と花
5. 火事見舞い 3,000円
6. その他必要ありと認められた場合は、役員会で協議し決める。

### 表彰に関する規定

1. 役員経験の会員に退会時、感謝状を贈呈する。
2. 学級代表委員長及び各部部長経験者に退会時、感謝状を贈呈する。
3. 役員6年以上の経験者には、多大の功績を認め、感謝状の他に記念品を贈呈する。
4. その他、必要ありと認められた場合は、役員会で協議し常務委員会の議をへて表彰する。